

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成19年8月16日(2007.8.16)

【公表番号】特表2007-505904(P2007-505904A)

【公表日】平成19年3月15日(2007.3.15)

【年通号数】公開・登録公報2007-010

【出願番号】特願2006-526870(P2006-526870)

【国際特許分類】

A 6 1 K	35/12	(2006.01)
A 6 1 P	9/00	(2006.01)
A 6 1 P	9/14	(2006.01)
A 6 1 P	9/10	(2006.01)
A 6 1 P	9/02	(2006.01)
A 6 1 K	45/00	(2006.01)
A 6 1 P	43/00	(2006.01)
A 6 1 L	27/00	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	35/12	
A 6 1 P	9/00	
A 6 1 P	9/14	
A 6 1 P	9/10	1 0 1
A 6 1 P	9/02	
A 6 1 K	45/00	
A 6 1 P	43/00	1 2 1
A 6 1 L	27/00	V

【手続補正書】

【提出日】平成19年7月2日(2007.7.2)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

閉じた無菌の流体／組織経路を維持しながら末梢血管疾患(PVD)患者から採取された脂肪由来再生細胞の濃縮集団の、前記患者の PVDを治療する薬剤の製造のための使用。

【請求項2】

閉じた無菌の流体／組織経路を維持しながら末梢血管疾患患者から採取された脂肪由来再生細胞の濃縮集団の、前記患者の血管成長を促進する薬剤の製造のための使用。

【請求項3】

閉じた無菌の流体／組織経路を維持しながら末梢血管疾患患者から採取された脂肪由来再生細胞の濃縮集団の、前記患者の虚血領域への血流を増大する薬剤の製造のための使用。

【請求項4】

前記脂肪由来再生細胞の濃縮集団が、幹細胞及び始原細胞を含んでいる、請求項1～3のいずれか1項記載の使用。

【請求項5】

前記患者が、血管異常又は血管障害を有する、請求項1～3のいずれか1項記載の使用

【請求項 6】

前記患者が、末梢動脈疾患（PAD）を有する、請求項1～3のいずれか1項記載の使用。

【請求項 7】

前記患者が、動脈硬化症、血管の外傷性損傷、及び炎症性動脈炎からなる群から選ばれる少なくとも1つの血管異常又は血管障害を有する、請求項1～3のいずれか1項記載の使用。

【請求項 8】

前記患者が、患者の心外組織の異常または障害を有する、請求項1～3のいずれか1項記載の使用。

【請求項 9】

前記薬剤が、1つの塊で前記患者に投与される、請求項1～3のいずれか1項記載の使用。

【請求項 10】

前記薬剤が、多数回で前記患者に投与される、請求項1～3のいずれか1項記載の使用。

【請求項 11】

前記薬剤が、さらに1種類以上の血管新生因子を含んでいる、請求項1～3のいずれか1項記載の使用。

【請求項 12】

前記薬剤が、さらに1種類以上の免疫抑制剤を含んでいる、請求項1～3のいずれか1項記載の使用。

【請求項 13】

前記薬剤が、血管内投与経路、筋内投与経路、皮下投与経路のうち少なくとも1つを介して投与される、請求項1～3のいずれか1項記載の使用。

【請求項 14】

前記薬剤が、患者の血管内経路を介して投与される、請求項1～3のいずれか1項記載の使用。

【請求項 15】

前記脂肪由来再生細胞の濃縮集団が、患者に投与される前に細胞培養で成長させられる、請求項1～3のいずれか1項記載の使用。

【請求項 16】

前記脂肪由来再生細胞の濃縮集団が、血管新生表現型への分化を促進する培養条件で成長させられる、請求項15記載の使用。

【請求項 17】

前記脂肪由来再生細胞の濃縮集団が、血管内皮表現型への分化を促進する培養条件で成長させられる、請求項15記載の使用。

【請求項 18】

前記細胞培養が、患者の体内外に移植することができる2次元構造または3次元構造を生成する骨格材料の上で実施される、請求項15記載の使用。

【請求項 19】

骨格材料が、生体内で再吸収されるものである、請求項18記載の使用。

【請求項 20】

前記脂肪由来再生細胞の濃縮集団が、遺伝子導入により改修され、そのため、改修後の再生細胞中の1種類以上の遺伝子の発現が変化させられている、請求項1～3のいずれか1項記載の使用。

【請求項 21】

改修が、患者の血管新生のレベルを変更する、請求項20記載の使用。

【請求項 22】

改修が、患者の先在している小型血管の酸素供給を改善する、請求項20記載の使用。

【請求項23】

改修が、前記脂肪由来再生細胞の濃縮集団のホーミング特性を変更する、請求項20記載の使用。